

1 総則

第 1 目的

この要綱は、東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援に関する条例（平成 2 1 年東京都条例第 3 9 号）に基づき、東京都の区域内（以下「都内」という。）に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

第 2 定義

この要綱において用いる用語の定義は、次の表のとおりとする。

1 中小企業

次の各号に該当するもの

- (1) 個人事業者、会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人）医業を主たる事業とする法人のいずれかであること。
- (2) 資本の額若しくは出資の総額（以下「資本金」という。）が 3 億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5, 0 0 0 万円、卸売業を主たる事業とする事業者については 1 億円）以下の法人又は常時使用する従業員の数（以下「従業員数」という。）が 3 0 0 人（小売業を主たる事業とする事業者については 5 0 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 1 0 0 人）以下の法人及び個人事業者
ただし、次のアからウのいずれかに該当する法人及び個人事業者を含むものとする。
ア ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）であって従業員数が 9 0 0 人以下のもの
イ 旅館業であって従業員数が 2 0 0 人以下のもの
ウ 医業を主たる事業とする法人であって、従業員数が 3 0 0 人以下のもの

2 保証機関

本要綱に基づく融資実行の際に、取扱金融機関に対し保証を行う機関で、東京都が選定した第 5 に定める保証機関

3 取扱金融機関

本要綱に基づく融資の貸付実行等を行う地域の金融機関で、第 6 に定める金融機関

第 3 役割分担

この要綱に基づく融資制度の実施に当たっては、東京都、保証機関及び取扱金融機関の協力により適正円滑を期するものとする。

- 1 東京都は、保証機関を選定し、別途協定等を締結するとともに、予算の範囲内において、取扱金融機関に対し貸付原資の預託及び損失の補助を実施することができる。
- 2 保証機関は、取扱金融機関の中小企業に対する資金の貸し付けに対して、保証機関として審査を行い、保証機関における引受条件を充足していると認めた場合には債務の保証を行う。
- 3 取扱金融機関は、第 1 で定める目的を達成するために、東京都から貸付原資となる預託金を受け入れ、それを活用することにより、東京の地域経済を支える中小企業に対して円滑かつ低利な資金の貸し付けを適切に行うとともに、適正に債権の管理を行う。

第 4 融資目標額及び貸付原資の預託

1 融資目標額

5 0 0 億円とする。

2 貸付原資の預託

(1) 目的

東京都は、中小企業への円滑な資金の供給と低利な政策金利の実現を図ることを目的として、取扱金融機関に対し、貸付原資の預託を行う。

(2) 預託金額

預託金額は、300億円以内とする。

なお、各取扱金融機関への預託金額は、東京都が別に配分し、様式第1号「東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度に係る預託金の配分額の通知」により各取扱金融機関に通知するものとする。

(3) 預託金額の算出方法及び預託時期

取扱金融機関ごとの平成21年12月末日現在の融資残高等に基づき額を算出し、平成22年3月末日付け(ただし、当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日にこれを繰り上げる。)にて、各取扱金融機関に配分を行うものとする。

(4) 預託金の管理、運用

東京都は、預託金の管理・運用について、取扱金融機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。

第5 保証機関

オリックス株式会社

全国しんくみ保証株式会社

第6 取扱金融機関

原則として、次の表の金融機関の都内本支店とする。

融資名称	取扱金融機関名()
オリックス株式会社 保証付融資 (保証機関) オリックス株式会社	
しんくみパートナーズ 部分保証型融資 (保証機関) 全国しんくみ保証株式会社	

第7 融資の対象

次の1及び2の要件を満たしているもの。ただし、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。

1 基本要件

次の各号に該当する中小企業

(1) 都内に事業所(住居)を有しているもの。

(2) 事業税又は法人税(個人については所得税)を納付しているもの。(ただし、申告をしていて、課税額がないもの等は融資対象になる。)

(3) 中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種であるもの。

(4) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けているもの。

(5) 取扱金融機関と、一定期間取引を継続している中小企業。ここでいう一定期間取引とは、本制度の申し込み時点において、事業性資金に関する融資残高が1年以上あり、取扱金融機関に対する債務の履行遅滞がないことをいう。

2 各融資ごとに定める要件

各融資ごとの融資対象の要件のとおりとする。

第8 融資の条件

融資条件は、次の各号のとおりとする。

ただし、各融資に別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。

1 資金用途

各融資ごとに定める。

2 融資限度額

各融資ごとに定める。

3 融資期間

各融資ごとに定める。

4 融資利率

固定金利とし、利率は下記のとおりとする。なお、融資期間により異なるものとする。また、融資実行時の利率が完済まで適用されるものとする。

融資期間	3年以内	年2.4%以内
	3年超5年以内	年2.6%以内
	5年超7年以内	年2.8%以内

5 返済方法

各融資ごとに定める。

6 融資形式

各融資ごとに定める。

7 信用保証

保証機関の信用保証を要する。

8 信用保証料

保証機関の定めるところによる。

9 保証人

各融資ごとに定める。

10 物的担保

原則として無担保とする。なお、詳細については、各融資ごとに定める。

11 旧債振替の禁止

中小企業は、本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等が有するその他の債務の返済に充ててはならない。

第9 融資申込受付機関

1 融資の申込先は第6に定める各融資名称ごとの取扱金融機関とする。

2 中小企業が本制度による融資を申込みできるのは1金融機関のみとする。(ただし、当該金融機関から融資を受けることができなかつた場合には、他の取扱金融機関への申込みも可能である。)

第10 申込書類

各融資名称ごとに定める。

第11 融資に関する事務処理

下記のとおりとする。

1 取扱金融機関は、審査の上、適当と認められた場合には、保証機関に保証依頼をする。

2 保証機関は、取扱金融機関から送付されたものを審査の上、保証を決定したものについては、回答結果を取扱金融機関及び東京都へ送付する。

3 取扱金融機関は、保証機関からの回答結果に基づき融資する。

4 保証機関は、保証を付した融資に関する期中管理を行う。

第12 報告

取扱金融機関は、毎月末日現在の各融資の貸付状況や金利状況等を翌月20日頃までに東京都に報告するものとする。

第13 指定の解除等

東京都は、取扱金融機関及び保証機関に、本要綱に違反する重大な違反行為があった場合、その指定解除その他必要な措置を講じることができる。

第14 その他

- 1 東京都は、この事業を実施するために必要があると認めるときは、取扱金融機関、保証機関に対して融資業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。なお、貸付原資の預託又は損失補助を交付している機関に対しては、必要な指示をし、帳簿その他関係書類を調査することができるものとする。
- 2 要綱と異なる条件(利率等)の融資が実行された場合、東京都は取扱金融機関に対して訂正を求めることができるものとする。
- 3 要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 オリックス株式会社保証付融資

第1 目的

総則第1に定めるとおりとする。

第2 定義

総則第2に定めるとおりとする。

本融資における保証機関は、オリックス株式会社とする。

第3 融資の対象

融資対象の基本要件（総則第7の1）を満たす中小企業のうち、次の1から5を全て満たすもの

- 1 2期以上の決算を終えている法人及び青色申告を行う個人事業主
- 2 代表者（個人事業主の場合は本人）の年齢が75歳を超えていないこと。75歳を超えているときは、後継者がいる先であること。
- 3 申込時点において、当該取引金融機関が有する債権の履行遅滞がないこと。
- 4 直近6か月以内に本制度を利用していないこと。
- 5 その他、保証機関が定める条件を満たす先であること。

第4 融資の条件

1 資金用途

事業性資金

2 融資限度額

100万円以上1,000万円以内（10万円単位）

ただし、直近決算における「営業利益及び減価償却費の合計額×融資期間」相当額であること。なお、融資限度額には本要綱に基づく既往融資残高を含めるものとする。

3 融資期間

5年以内（据置期間なし）

ただし、取扱金融機関と保証機関が特に優良と認めた先については、7年以内も可とする。

4 返済方法

元金均等分割返済（据置期間なし）

5 融資形式

証書貸付とする。

6 信用保証

保証機関の信用保証を要する。

7 信用保証料

保証機関の定めるところによる。

徴収方法は、全期間分を一括前払いとする。なお繰上弁済があっても信用保証料の返還は行わない。

8 保証人

連帯保証人を要する。この連帯保証人は、法人では代表者個人、個人事業者では第三者（原則として当該個人事業者の専従者）とする。

9 物的担保

原則として無担保とする。

第5 融資申込受付期間

取扱金融機関の融資受付開始日から平成22年3月31日までとし、平成22年3月31日までに融資実行した案件を対象とする。

第6 融資申込受付機関

総則第9に定めるとおりとする。

第7 融資申込みに必要な書類

下記のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び保証機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

1 法人

- (1) 保証委託契約申込書 1部
- (2) 保証委託契約書 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書 1部
- (4) 印鑑証明書(申込人及び連帯保証人のもの) 1部
- (5) 履歴事項全部証明書(発行日より3カ月以内のもの) 1部
- (6) 運転免許証又はパスポート(連帯保証人のもの) 1部
- (7) 決算報告書の写し(原則直近2期分) 1部
- (8) 「法人税申告書」別表一(一)、貸借対照表、
損益計算書(販売費及び一般管理費の明細含む。)、
個別注記表、株主資本等変動計算書」 1部
- (9) 納税証明書(法人税<その1>又は事業税) 1部
- (10) 納税証明書(その3の3) 1部
- (11) 同意書(様式第2号) 1部

2 個人事業者

- (1) 保証委託契約申込書 1部
- (2) 保証委託契約書 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書 1部
- (4) 印鑑証明書(申込人のもの) 1部
- (5) 運転免許証又はパスポート(申込人のもの) 1部
- (6) 確定申告書一式の写し(原則直近2期分) 1部
- (7) 「青色申告者…第一表、青色申告決算書」 1部
- (8) 納税証明書(所得税<その1>又は事業税) 1部
- (9) 納税証明書(その3の2) 1部
- (10) 同意書(様式第2号) 1部

3 しんくみパートナーズ部分保証型融資

第1 目的

総則第1に定めるとおりとする。

第2 定義

総則第2に定めるとおりとする。

本融資における保証機関は、全国しんくみ保証株式会社とする。なお、全国しんくみ保証株式会社の再保証機関は株式会社オリエントコーポレーションとする。

第3 融資の対象

融資対象の基本要件（総則第7の1）を満たす中小企業のうち、次の1から5を全て満たすもの

- 1 申込時満20才以上65才以下の個人事業者
- 2 同一事業を2年以上営み、1期以上の確定申告を行っているもの
- 3 取扱金融機関との預金口座開設後、1年以上経過しているもの
- 4 取扱金融機関の審査基準を満たし、保証機関の保証が得られるもの
- 5 その他、保証機関が定める条件を満たす先であること。

第4 融資の条件

1 資金用途

運転資金・設備資金

2 融資限度額

50万円以上500万円以内

なお、融資限度額には本要綱に基づく既往融資残高を含めるものとする。

3 融資期間

5年以内（据置期間なし）

4 返済方法

元利均等分割返済又は元金均等分割返済（ともに、据置期間なし）

5 融資形式

証書貸付とする。

6 信用保証

保証機関の信用保証を要する。

なお、信用保証の範囲は、残高の20%を基準とする。

7 信用保証料

保証機関の定めるところによる。

前月実績による月末残高に応じた月取後払いとする。

8 保証人

原則として不要とする。ただし、保証機関が必要と認めた場合には連帯保証人を要する。

9 物的担保

原則として無担保とする。

第5 融資申込受付期間

取扱金融機関の融資開始受付日から平成22年3月31日までとし、平成22年3月31日

までに融資実行した案件を対象とする。

第6 融資申込受付機関

総則第9に定めるとおりとする。

第7 融資申込みに必要な書類

下記のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び保証機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 信用組合提携ローン借入申込書 1部
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書 1部
- (3) 印鑑証明書(申込人のもの)、運転免許証の写し(申込人のもの)、
写真付住民基本台帳カードの写し(申込人のもの)、
健康保険証の写し(申込人のもの)、パスポートの写し(申込人のもの)・いずれか1部
- (4) 税務署受領印のある確定申告書一式の写し(原則直近1期分)
「青色申告者…第一表、青色申告決算書」
「白色申告書…第一表、収支内訳書」 1部
- (5) 納税証明書(所得税<その1>又は事業税) 1部
- (6) 同意書(様式第2号) 1部

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

殿

東京都産業労働局長

東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度に係る預託金の配分額の通知

平成 年度の東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度に係る預託金の配分額について以下のとおり通知する。

記

1 預託年月日

平成 年 月 日

2 預託金額

融資名称	預託金額(百万円)
合 計	

同 意 書

御中

債 務 者 氏 名
住 所

連帯保証人 氏 名
住 所

連帯保証人 氏 名
住 所

私及び連帯保証人は貴機関に差し入れた平成 年 月 日付「金銭消費貸借契約書」による借入につき、下記事項に同意いたします。

記

借受者が破産手続き開始、民事再生手続き開始等法的手続開始決定を受けた場合、借受者が死亡、失踪、行方不明、刑の執行、解散、事業閉鎖等の状況にある場合、借受者の事業再生の見込がない場合、又は、担保処分以外に回収の見込みがない場合であって、当該担保の処分が困難な債権若しくは当該担保の処分による回収(見込額)を超えることとなる額となる場合、貴機関がこの事実を東京都に報告し、貴機関が有する貸出債権並びに担保権等を東京都に移転させても異議を述べません。